

Title	戦時期マラヤ・シンガポールにおける米穀配給制度
Sub Title	Rice rationing system in Malaya and Singapore under Japanese occupation
Author	倉沢, 愛子(Kurasawa, Aiko)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2012
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.104, No.4 (2012. 1) ,p.623(117)- 649(143)
JaLC DOI	10.14991/001.20120101-0117
Abstract	<p>マラヤ・シンガポールは、もともと米の不足地域であったが、「大東亜」戦争開始後は、輸送手段の不足による輸入減少で、いっそう深刻な食糧危機に直面していた。そこでそれに対処するために米の配給制度が導入されたが、本稿は、現地の公文書館や日本の防衛庁戦史部で収集した一次資料をもとに、その仕組みを解明するとともに、実際どのように機能し、どのような問題点をはらんでいたのかを分析した。</p> <p>Although Malaya and Singapore were originally rice shortage areas, after the start of the "Greater East Asia" war, a reduction in imports due to lack of transportation means caused them to face an all the more serious food crisis.</p> <p>Therefore, a rice rationing system was introduced to respond to this situation.</p> <p>Based on primary sources collected in local archives and Japan's Defense Agency Military History Department, this study, while explaining the system's framework, analyzes the actual functioning of the system and the types of issues that it dealt with.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20120101-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦時期マラヤ・シンガポールにおける米穀配給制度

Rice Rationing System in Malaya and Singapore under Japanese Occupation

倉沢 愛子(Aiko Kurasawa)

マラヤ・シンガポールは、もともと米の不足地域であったが、「大東亜」戦争開始後は、輸送手段の不足による輸入減少で、いっそう深刻な食糧危機に直面していた。そこでそれに対処するために米の配給制度が導入されたが、本稿は、現地の公文書館や日本の防衛庁戦史部で収集した一次資料をもとに、その仕組みを解明するとともに、実際どのように機能し、どのような問題点をはらんでいたのかを分析した。

Abstract

Although Malaya and Singapore were originally rice shortage areas, after the start of the “Greater East Asia” war, a reduction in imports due to lack of transportation means caused them to face an all the more serious food crisis. Therefore, a rice rationing system was introduced to respond to this situation. Based on primary sources collected in local archives and Japan’s Defense Agency Military History Department, this study, while explaining the system’s framework, analyzes the actual functioning of the system and the types of issues that it dealt with.

戦時期マラヤ・シンガポールにおける米穀配給制度*

倉 沢 愛 子

要 旨

マラヤ・シンガポールは、もともと米の不足地域であったが、「大東亜」戦争開始後は、輸送手段の不足による輸入減少で、いっそう深刻な食糧危機に直面していた。そこでそれに対処するために米の配給制度が導入されたが、本稿は、現地の公文書館や日本の防衛庁戦史部で収集した一次資料をもとに、その仕組みを解明するとともに、実際どのように機能し、どのような問題点をはらんでいたのかを分析した。

キーワード

米、マラヤ、シンガポール、日本軍政、「大東亜」戦争

はじめに

「大東亜」戦争の開戦前、東南アジアは米の宝庫だった。3大生産地〔ビルマ、タイ、仏領インドシナ〕から合計約600万トンもの米（精米）が世界各地へ輸出されていた。その大半は東南アジア地域外への輸出であったが、「大東亜」戦争の開戦と日本軍の占領によってそれまでの輸出が困難になってくると、必然的にこれらの米は大東亜共栄圏内、つまり日本の経済圏の中で消費されることになった。統計上では、大東亜共栄圏内の不足国で計約200万トンが不足し、一方そのほかの国で計548万トンの余剰があるという計算で（片柳1942：268-269）、圏内全域としては差し引き約350万トンもの余剰が出るはずであった。

にもかかわらず、戦時期の東南アジアは、どこでも（米どころのビルマでさえ）深刻な米不足にあえぐことになった。その理由として第一にあげられるのは、生産量そのものが減少したことである。これは、天候などの問題もあるものの、それにもまして大きな原因は、労働力の徴発、粃の強制供出、資材不足等による灌漑設備のメンテナンスの困難などであった。

第二に、それでも共栄圏全体として絶対量は足りていたのであるが、流通政策の不備によってス

* 本稿は、2011年6-7月に名古屋大学大学院国際開発研究科の国内研究員として勤務中に従事した研究の成果である。

ムズな分配が妨げられ、地域による極端な偏在が見られたことが、米問題をいっそう深刻にした。つまりあるところにはふんだんにあったが、ないところにはまったくないという極端な不均等が生じていたのである。このスムーズな分配が妨げられた要因として1つには、日本が導入した統制経済のもとで、各地域間の直接的かつ自由な物流を禁止し、経済的に分断したいわゆる経済自立政策をとったことが考えられる。そしてそれに拍車をかけたのが、海運、陸運ともに生じた輸送力の大幅な減退である。海運は、かなり早い時期から船舶不足と制海権の喪失によって、大幅にその輸送力が減退した。また戦前主として鉄道により搬送されていた米の量も、戦争による車両や線路の破壊で絶対的に輸送インフラのキャパシティーが小さくなっていてことにより激減した。とりわけ民需用の輸送が軍事輸送の前に大きく譲歩を迫られていたという状況もある。

東南アジア最大の米の不足地域は、英領マラヤならびにシンガポールであった。この地域は平時から米がひどく不足しており、開戦直前の1940年には、消費量の約35%しか自給できなかった⁽¹⁾。1935-1938年の平均では、不足分の62.1%（精米約45万トン）をタイから、32.5%（約23万トン）をビルマから、4.2%（約3万トン）を仏領インドシナから輸入していた（Cheng 1973：3）。ところが1941年2月15日に、日本軍がイギリスの東洋における牙城であったシンガポールを征服し、英領マラヤとともにその支配下に置くと、国外から入ってくる量は著しく減少し、1938年を100とした場合、1942年は48、1943年は29、1944年は12に落ち込んだ（マライを語る会編 1976：113の表を参考⁽²⁾に計算）。

輸入がこのように大幅に減少したため、日本軍政当局は、東山農事、東洋殖産、台湾殖産などのいくつかの日本の企業を投入して増産キャンペーンを行った。その一環として1943年からは、栽培期間が短く（90-100日）、二期作が可能であるという新品種（台湾在来種と蓬萊米の双方）が導入されたが、病害や虫に悩まされ成果は思わしくなかった。1944年以後は、^{エステット}農園が稲作用地に転化され、ゴムや茶が伐採された⁽³⁾。国有林を伐採し、陸稲などの食糧用農産物を植える試みも行われた。また都市部から未開墾地への集団移住プログラムを実施して切り抜けようとした。しかしそのいず

- (1) 米の自給率がこれほど低かったのは、より多くの収益が見込まれるため、土地をもっぱらゴム栽培に向け、ビルマやタイから安価な米を輸入する方が安上がりであったためであると言われる。第二次大戦前夜になるとイギリスも食糧自給の重要性を痛感し、米の増産のための一連の施策をとっていたが十分な効果が出ないうちに開戦となった。
- (2) タイからの輸入が減少したのは、同国は同盟国ではあるものの独立を維持していたので、米穀商人たちはマラヤで流通している日本軍の軍票での支払いを喜ばず円での取引を要求したり、隠匿、高値取り引きをして米を売り渋ったこと（Chin 1946：57）、政府も将来に備えての備蓄命令、輸出税などさまざまな手段を使って日本への販売を手控えようとしていたこと（吉川 2010：105-129）などによる。一方、ビルマからマラヤへの米の輸送の減少は、大型汽船が侵攻作戦の際の意図的な破壊やその後の連合軍の空襲や潜水艦攻撃により減少したことによるところが大きく、1943年秋以降はほとんど不可能になった。
- (3) マラヤ軍政監部は、ゴムを伐採して食糧増産に充てたいと考えていたが、東京はゴムは重要国防資源であるということでこれを許さなかった（防衛庁防衛研究所戦史室編 1985：491）。

れもあまり効果をあげず、マラヤ連邦政府が発表した統計によれば、1945/46年度のマラヤ全域の水稻の生産高は22万7,000トンで、1939/40年の33万5,000トンと比べると32%も減少していた（Kratoska 1998a : 274）。

すでにそのような危機的な状況が発生する以前から、日本軍政当局はこの地では、住民に対し消費制限を目的とした配給制度⁽⁴⁾を施行した。他の占領地でも、流過程におけるさまざまな統制や、1人当たりの消費量に対するなんらかの制限が課されていた。しかし制限を課す一方で、その制限内での供給を保証する試みは特に真剣に実施されなかった。つまり、英領マラヤやシンガポールほど緻密に、また徹底的に配給制度が実施された地域は他に類を見ない。その効果があったためか、米の大規模な生産地で戦前大量の輸出国であったヴェトナムで200万人とも言われる大規模な餓死者を出し、またなんとか米の自給が可能であったジャワ島でも農村部を中心に栄養状態の悪化に起因する死亡率の著しい上昇が見られた⁽⁵⁾の⁽⁶⁾に対し、最も深刻な米の不足地と言われたこの地では、かならずしもそれ以上に危機的な状況は起こらなかった。つまり住民レベルでの米問題の深刻さは、全体でどれだけ米が供給可能であったかということではなく、それをいかに効率よく分配できたか、いかにして不正な流通を取り締まることができたかといった要因にかかっていたのではないかと考えられるのである。

配給制度が極度の食糧不足の緩和にある程度役に立ったのかどうかは、他のさまざまなファクターとの複合的な関連によるものであり、検証は難しいが、本稿においてはとりあえず、その制度が日本軍占領下のマラヤ・シンガポールにおいてどのようなメカニズムのもとで立案され、実施されたのかを詳細に分析することによって、その考察に向けての材料を提示してみよう。

筆者はこれまで戦時期の東南アジア各地における米不足問題を、さまざまな角度から論じてきた。1992年の著作ではジャワにおける増産政策の失敗と、強制供出制度の過酷さについて論じ、1995年の著作では米不足の原因として輸送手段の欠如を強調し、次いで1997年の著作では同様の視点から研究のスコープをマラヤとビルマへも発展させ、流通機構の破綻や輸送力の不足問題との関係をさらに掘り下げて論じた。

しかしこれまでの研究では、米不足に対処するために実施された消費制限や配給制度については資料不足のゆえに実態がまったく分からず、ほとんど触れる機会がなかった。また諸外国の研究者

(4) この後者は、英語で rationing と呼ばれるが、日本ではしばしば「配給」制度という名称を「消費制限」という意味で使うので、本稿ではこの用語を使うことにする。

(5) 1944年から45年にかけて北部のトンキンで大飢餓が発生した。北部ヴェトナムの農村部は、実は、コーチシナに次ぐ米の産地であったが、人口が多いために1人当たりの生産高はさほど大きくはなく、米は不足状態だったのである。

(6) 戦後オランダに捕獲された日本軍の秘密文書の中で、1944年/45年の死亡率は出生率を上回っていたことを立証するデータがあった。その多くは食糧不足による栄養状態の悪化が直接間接の死因になっていたと推定される（倉沢 1992 : 177）。

によっても、この問題はあまり取り上げられてこなかった。唯一ポール・クラトスカがその単著の中で言及しており、これは先駆的な業績である。しかし彼の研究は、マラヤにおける日本軍政の歴史全般にかかわる非常に広範なトピックをカバーすることに多くの努力を割いており、個別のトピックに対する立ち入った分析はあまりなされていないことと、日本側の文献を活用していないという点で全体像が見えにくい。政策立案者〔日本人司政官〕の意図はどこにあったのか、それは日本や他の占領地における米穀管理政策と比べてどういう特徴があったのか、というような視点はとりこまれていないのである。

筆者は1990年代後半からシンガポール国立公文書館、マレーシア国立公文書館、ならびに同公文書館ジョホール分室、イギリスの国立公文書館（旧PRO）において調査を繰り返し、米穀統制、特に配給制度に関するいくつかの貴重な一次資料を入手することができた。本稿はそれをベースに、さらにマレーシアで行ったインタビュー調査の結果も踏まえて考察する。

第1章 米穀配給制度の仕組み

1942年2月に日本軍が占領し、日本の統治下で昭南島と改名されたシンガポールでは、実は開戦前からイギリス当局がすでに、米穀統制のためのいくつかの施策をとっていた。それまで、土地と労働力の多くをむしろゴム栽培に重点的に向けていたイギリス当局であったが、ヨーロッパでの開戦後、枢軸国寄りの仏印やタイからの米穀輸入が減少したことから危機感を感じ、国内生産を増やすための試みと、消費を制限する試みが行われるようになっていた。国内での増産のためには、これまでマレー人にしか許さなかった稲作に華僑などの移民が参入することを許可し、消費制限のためにはカード式の配給制度を導入した。開戦直前に導入されたその制度の仕組みについては詳細な情報がなく、またどの程度実施されていたのかも不明であるが、ただその割り当て量は、1カ月当たり成人男子6⁽⁷⁾ガントアン（18キロ、1日当たり600グラムに相当）、成人女子4.5ガントアン（13.5キロ、1日当たり450グラム）、12歳以下の子供3ガントアン（9キロ、1日当たり300グラム）と、かなりゆとりのあるものであった（「馬來ニ於ケル米穀配給問題」：77）。

日本軍は、イギリス軍のストックを押収するとともに、占領直後の3月からすでに、米穀統制のための最初の施策をとった。すなわち昭南米・粃配給組合（The Syonan Rice and Paddy Distributing Association）が設立され、タン・ケン・コル Tan Keng Kor（Tan Guan Lee & Co 社長兼タイ国貿易業者組合会長）が会長に就任した（Kratoska 1998a：250）。これ以降配給制度が改編されてもこの組合はずっと米穀統制の基本的な機構として重要な役割を果たすことになる。

次いで1942年4月1日から出荷販売業者に対して販売の制限が課され、まず、小売業者への入荷

(7) ガントアンはマレー世界で使われていた拵であるが、量を測る単位なので正確な重量換算はむづかしいが、精米の場合はおよそ3キロと考えられている。

写真1 米の購買券 (1942年8月段階のもの)

SYONAN-TO No. 63342
昭南島
Rice Consumer's Purchasing Card

米 購買券

安kyoso No. 1187 Consumer's No. 42
安居證番號 消費者番號

Name: **Sanda SaHio**
(Head of Family)
戸主名

Address: **131 ANSON Road**
住所

No. of Persons in the Family: **Four**
家族數

No. of Katties Per Week: **20**
每週割當量 (5 Katties Each Person)
一人五分

Retailer's Licence No. **12284**
小賣商番號

Chop: **N. M. Yussoff**
小賣商名

Address: **125 ANSON Road**
住所

Consumer's Signature: **S. S. S. S.**
消費者認印

Retailer's Signature: **N. M. Yussoff**
小賣商認印

This Card is not transferable or for sale.
本券之讓渡又ハ賣却ヲ禁ム

(1)

Date 月日	Katties 斤數	Shopkeeper's Signature 小賣商認印
22.8.02	36	<i>[Signature]</i>
11.10.02	20	<i>[Signature]</i>
23.10.02	110	<i>[Signature]</i>
1.11.02	20	<i>[Signature]</i>
4.11.02	40	<i>[Signature]</i>
24.11.02	20	<i>[Signature]</i>
9.12.02	24	<i>[Signature]</i>
18.12.02	24	<i>[Signature]</i>
28.12.02	20	<i>[Signature]</i>
5.1.03	4	<i>[Signature]</i>
12.1.03	1	<i>[Signature]</i>
9.1.03	24	<i>[Signature]</i>
20.1.03	24	<i>[Signature]</i>
30.1.03	20	<i>[Signature]</i>
11.2.03	20	<i>[Signature]</i>
21.2.03	20	<i>[Signature]</i>

と在庫管理が規制された。この時期9軒の特別卸売商 (Special Retailer) が選ばれ、島内1,953軒の小売業者に米穀を供給した (Kratoska 1998a : 250)⁽⁸⁾。とはいえこの時期はまだかなり自由な販売が許されており、消費者は1週間1人5斤^{カテイ}(1斤は約600グラムなので3kgに相当)の範囲内で、許可なくして、政府の定めた価格で購入が可能であった。5月15日に布告が出され、販売の際に小売業者はすべての米購入者からの署名付きの受領書を受け取り、それを卸売商に提出することが義務付けられた。“小売店は販売した分だけ、卸売業者から供給してもらえる”という基本的な仕組みを確立したのである。また飲食業者や日本人に対する特別の配給を担当するための物資配給組合が別途結成された (Kratoska 1998a : 250)。7月からは三菱商事が米穀の一手配給を日本軍から委託され、マラヤ各地に出張所、出張員を派遣した (三菱商事株式会社編 1986 : 595)。

1942年8月から、カードを導入して消費者の消費量を制限する配給制度がスタートした。前述のようにイギリス植民地時代から、カードを使つての配給制限政策が存在していたといわれるので、

(8) 米の卸売業者は、最初はイギリスのストック (Harbour Board Godowns) から、やがてこれがなくなると三菱商事から米の供給を受けた (Kratoska 1998a : 250)。

基本的にはこれを踏襲したものと考えてよいのではないと思われる。カード発給に際して日本軍政当局は、すでに1942年4月に導入されていた安居証（Peace Living Certificate）⁽⁹⁾を土台にした。安居証は、平和な市民であるという証として、警察が発行するものであるが、そのためには中国人の場合は中華総会からの保証を、またインド人の場合は印度独立連盟からの保証をもらわねばならなかった（Kratoska 1998a：79）。安居証を入手した者はこれを所持して小売業者のもとへ行き、米購入のためのカード（中国語では米購買券、英語ではRice Consumer's Purchasing Card、マレー語ではKad Sekatan Beras）⁽¹⁰⁾を発行してもらうことになったのである。そして消費者はいずれかの小売商のもとで登録し、そこからのみ配給を受けることができる仕組みであった。米購買券（写真1参照）には、安居証番号、消費者番号、戸主名、住所、家族数、登録した小売商番号、小売商名、その住所等が書き込まれていた。ここにおいて昭南特別市布告（notice）47号（2602（1942）年8月5日付け）により、それまで任命されていた9つの特別小売業者は解散した（Kratoska 1998a：251）。米購買券が発行された旨は各自の安居証に記載されるので、他の業者のところへ持って行って二重に購買券を発行してもらうことはできないようになっていた。さらに重複して配給を得ることがないように購買券の裏の頁には、米購入の日時と量を記録する欄があり、これは小売商によって記入されるようになっていた（National Archives ed., 1985：90）。

一方マラヤにおいては1942年3月以降、各州の食糧統制課（Food Control Office）が食糧管理業務を掌握した。そして同年4月から人口2万人以上の都市部において配給制度が開始された（マレーシア国立公文書館ジョホール分館 PU68/02 1942年4月8日付けのPengelola Makanan Johorの声明による）⁽¹¹⁾。

住民は当局から米購買券を取得するために、名前と扶養家族の数を報告することが義務付けられた。この購買券申請手続きはジョホール・バル市では、州の食糧統制課（英語ではFood Controller、マレー語ではPengelora Makanan）が受け付け、州内の他の地方では、郡（mukim）の郡長（penghulu）^{フンフル}が受け付けて、それをその州の食糧統制課に報告しカードを発行してもらった（Ghazali 1978：49-50）。

このカード作成にあたって最も重要なことはその世帯の家族数で、これは自己申請によるものであったが、虚偽の申告がないよう当局は細心の注意を払った。ジョホール州の食糧統制課長、ダトゥ・

(9) 安居証について南京虐殺後に南京で発行されたという記録がある、木造船建造の専門家としてシンガポールで勤務していた橋本徳壽は、1943年2月24日の日記に、彼のメードが安居証がないと米の配給を受けられないということで、その発行を早めてもらうために、彼がついて一緒に警察へ行き、華僑の安居証主任から発行してもらったという記述をしている（橋本 1964：130）。

(10) クーパーは、良民としての登録制度と配給制度によって、日本はひとりひとりの行動を監視することができるようになったと述べている（Cooper 1998：369）。

(11) 貨物廠によってマレー地域内へ輸入された米穀は、軍政監部の代行商社である三菱商事により各州へ輸送された、その後における各州の配給機構は一様ではなかったという（「馬來ニ於ケル米穀配給問題」）。

オンはすでにカードを支給された者に対し、記載されている家族数が正しいことを宣誓させるために1942年7月15日付けで以下のような布告を、英語、マレー語、中国語、タミール語で出している。

ジョホール・バルで米の配給カード（購買券 Rice Ration Card, Card Bras）を保持している者は、自分で直接食糧統制課に赴いて、あるいは、自分が購入している小売店を通じて、自分の世帯の人数が正しいことを証明する署名入りの宣誓（statement）を提出しなければならない。この宣誓には、配給カードの番号、保持者の名前、現住所、同居の世帯人数、年齢、性別を記入しなければならない。提出期限は2602（1942）年7月31日。提出期限までに提出する者はいかなることがあっても罰則を受けることはない。7月31日を過ぎたら、受領すべき量を超えて購入使用したことが見つかった場合、咎めを受ける（マレーシア国立公文書館ジョホール州分館、土地鉱山局文書163/2602）。

戸口調査に基づく新配給制度

その後食糧事情がますます厳しくなってきたため、⁽¹²⁾1943年4月からは、シンガポールでもマラヤでも居住区単位で編成された新たな配給制度が施行されることになった。配給に際しては、バターウォース（ペナン島の対岸）を中心とする北部、クアラルンプールを中心とする中央部、シンガポールを中心とする南部の3地区に分けられ、それぞれ供給量の多少や難易度によっていくぶん異なる制度がとられた。本稿では、シンガポールならびにジョホール・バルの公文書館で収集した一次資料を中心に、南部のケースを取り上げたい。マラヤの米の60%は北部4州で生産されており、ジョホール州はゴムプランテーションが中心で米生産は全マラヤのわずか1%しかなかった（Kratoska 1998a：269）。つまりシンガポールもジョホールもともに米の自給がほとんどできず、配給に最も大きく依存する地域であった。

同じ南部でも、華人を中心に多民族が雑居する都市シンガポールと、マレー系の農民を多く抱えるジョホールでは、いくぶん異なる方式が持ち込まれたようである。シンガポールではこれまで住民はエスニック・グループごとに組織化されており、全民族を総括する市民組織は存在しなかったが、日本軍政当局は警察の管轄地区をベースとして新たに設置した居住区単位での区分けを行った。その実施にあたってはすでに1942年7月に警察への協力団体として組織されていた警察協助団（Auxiliary Police：AP）なるものが活用された。すべての世帯はAPに登録することとされ、30世帯を単位として組（team）を作り、組を10個集めて小区（ward）とし、さらにそれを10個集めて区（section）とし、全部で59の区が誕生した⁽¹³⁾（シンガポール市政会編1986：221）。そして全住民を戸別訪問して、

(12) すでに1942年9月の軍政監部の極秘文書において、近年物資の不足や物価高騰によって現地住民の間で不平不満を漏らす者があるので、この対策として主要食糧の配給確保に格段の配慮が必要であると述べられている（「軍政部旬報」16号）。

写真2 戸口調査票

CENSUS-TAKING LIST POLICE STATION

HOUSEHOLD No. Seal or Stamp.

HOUSEHOLD No.					Name in Full (Head of Household)		No. of Members in Household	
Police Station	Section	Ward	Team	No.	Tam Kwong		Three (3)	
A	19	109	6	28	ADDRESS			
65, Keong Siah Road.								

No.	Name in Full	Age	Sex	Relationship	Nationality	Occupation	Reference
1	Tam Kwong	37	Male	H. H.	Chinese	Painter	
2	Kuan Joong	38	Female	Wife	"	Housewife	
3	Tam Kum Joong	6	"	Daughter	"	nil	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

調査月日: _____ 調査隊長 (Lead of Team): 4363 調査警察官 (Census-Taking Police Officer): _____

注意] 此ノカードハ住所移動又ハ世帯員ノ移動ノ都度組長ニ提出シ記事ノ訂正ヲ受クベシ
 NOTE] Amendment should be made by head of team on this list when the person or persons of household or domicile change the address by moving in or out.

戸口調査票 (Census-taking list, 通称センサス・カード) を作成し、これを安居証にとって代わるものとした。(National Heritage Board ed. 1985: 128)

シンガポール国立公文書館に保存されている^{センサス・カード}戸口調査票 (写真参照) を見ると、その作成に際しては、調査を担当する警察官が各戸を訪問して、^{センサス・カード}戸口調査票の用紙に、氏名、世帯番号、住所、その住所が属する署、区、小区、組、家族全員の名前、年齢、性別、続柄、国籍、職業等を記入した。ま

- (13) この組織はやがて隣組ないしは町内会のような実質を備えることになり、昭南特別市の施政にとって不可欠の役割を果たすようになったと、当時の日本人警察関係者は述べている (シンガポール市政会編 1986 : 221)。クラトスカは、1943年10月に「トナリグミ」とよばれる隣保制度がマラヤに導入されたと記し (Kratoska 1998a : 81-82) またクーパーも、自警団とともにトナリグミも導入されたと述べている (Cooper 1998 : 369)。

た用紙の下の方には、調査月日、調査組長 (head of Team Census-taking) 名、調査警察官名が記入された (シンガポール国立公文書館, NA 1983)。戸口調査票は 3 部作成し、1 部は「組」の長が、もう 1 部は警察が、もう 1 部は世帯主が保管した (シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868 Food Control Report No. 6, 9 Sep. 1945)。このカードを作った際に同時に、米購買券 (Rice Purchasing Card) と物資購買券 (Provision Purchasing Card) が発行された (シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868 Food Control Report No. 6, 9 Sep. 1945)⁽¹⁴⁾。

一方、イギリス軍政当局 (BMA) の食糧統制官が終戦後にまとめた資料では、いくぶん異なる表現が使われている。すなわちシンガポールにおいても他のマラヤ地域においても、「登録カード (registration card, 中国語で「登記牌」) なるものを作成し、それに基づいて同時に ration card が発行された」という趣旨のことが述べられているが、おそらくここで言う登録カードがこの戸口調査票に相当するものではなかったかと思われる (シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書: 9)。この文書によれば、住民登録は以下のように行われた。

登録カードを申請するためにはまず、numeration card なるものを作成し、その中に、名前や家族数のほかにこの配給制度のために整備された住居区画 (区、街路、番地など) を記入する。カードにはたとえば「SB-5-14-27-6-7」のような ID ナンバーがつけられたが、最初の 2 文字 (S と B) は、自動車の登録に用いられていた地域別コード文字をそのまま使い、そのあとに区 (quarter) 番号、街路番号、家番号、部屋番号 (1 軒の家屋に複数の世帯が住んでいる場合) をつけたのである。つまり上記の ID は、シンガポール特別市 (S) カンダン・クルボウ (Kandang Kerbau) 署管内 (B) 第 5 区 14 番街 27 番地 6 号室をあらわし、末尾の 7 は配給受給者の人数が 7 人であることを示していた。区の境界は、食糧配給所 Food Office がハンドルしうるサイズをもとにして決めた⁽¹⁵⁾。また街路はこれまで番号で認識されることはなかったが、新たに通し番号をつけた (シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書: 12-14)。

このような住居区分けは日本占領下になってから新たに導入された制度であるが、都市人口をグループ分けするのにこのような日本の区分けを利用するのは有利なことであったと、報告を作成したイギリスの食糧統制官は述べている (シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書: 7)。

registration card は 3 枚作成し、オリジナルは本人が保持する。複製を 2 部作成しそれらは食糧

(14) 「ration card は registration card としても使うことができる。しかし registration card と ration card は、別の目的のために使用されるものだし、カードのサイズが重要なので、2 枚のカードを分ける方が良い」と考えられたという (シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書: 9)。

(15) たとえばある郡 (district) の人口が 10 万人だとして、その県の食糧課が 1 日に担当できる登録証の数が 500 枚であるとすれば、郡内を 50 の quarter に分けた (シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書: 13)。

統制課が識別するのに使う。複製はカード・インデックスに入れて、1つはアルファベット順に保管、もう1つは、番号順に保管した。保持者がこの番号で識別され、1つの番号が繰り返されないようにするために登録カードには通し番号がついている（シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書：9）。

さて、^{センサス・カード}戸口調査票ないしは登録カードが作成されると同時に、それに基づいて配給のためのカードが発行された。これは「米購買券」と呼ばれた。そこには、名前、住所、^{センサス・カード}戸口調査票番号、居住している地区の警察管轄地区（division, 署）、区（section）番号、小区（ward）番号、組（team）番号、世帯番号（号）、が記載されていた。このように住居区画がコード番号で明確に区分され、地域ごとで配給が管理されたことが、マラヤ・シンガポールにおける米穀配給制度の1つの特徴であった。

小売店とのリンク

配給制度のもう1つの特徴は、消費者と特定の小売店とをリンクさせたことである。つまり、消費者はその居住地区内の特定の小売店を指定され、そこでのみ米を買うことができた。各州の食糧管理課の係官（Regional Control Officer）は、その地域で使おうとする小売業者や卸売業者を選んで番号を付与し、彼らのためのスケジュールを定める。登録申請時に、消費者はどこの小売店にリンクしたいかをたずねられ、その小売店の番号が登録カードに記入される。各消費者は最初に指定された小売店を変更することは当初は許されなかったが、のちに2回だけ変更することが可能になった（シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書：10）。

米穀流通の統制のために日本当局は、精米業者、米穀卸売業者、米穀小売業者、輸送業者などにそれぞれの業界の組合を作らせ、軍政当局による一元的コントロールを狙っていた。さらに米穀配給組合なるものを作って、卸売商から小売店への供給などもこの組合からの指示に基づいて行われた。新制度の開始にあたって軍政当局は購入方法について次のような布告（日時不明であるが、1942年と推定される）を、英語、マレー語、中国語、タミール語の4カ国語で出した。

あなたは米を買うたびにこのカードを店に持って行って、商店主に、あなたが買った量を記入してもらわなければならない。1 ガンタン買ったなら小売店^{カティ}は6斤と、1 チュバック（4分の1 ガンタン）買ったなら^{カティ}1.5斤と書きこまねばならない。小売店主は、あなたが買うたびにサインしなければならない。あなたは小売店主に何人を扶養しているのかを伝えねばならない。そしてこの人数を養うのに必要なもの以上の量を購入してはならない。分からないことがあれば最寄りの阿片⁽¹⁶⁾店へ行って欲しい。このカードを失わないように注意しなさい。これがないと米を買えなくなるのだから（シンガポール国立公文書館, NA1834）。

(16) なぜここで阿片店が出てくるのか不明であるが、当時アヘンは政府の専売で、それを取り扱う店は政府の運営するものであったため活用されたのであろう。

表 1 地区別小売店数

警察署管轄地区	A	B	C	D	E	F	G
	セントラル	カンダン クルボー	ビーチ ロード	タンジョン パガル	オーチャード ロード	ジョーパヤ・ チャット	レバル
小売業者の数	147	147	132	130	99	213	116
Head retailer の数	13	15	13	12	8	21	10

1 軒の小売店が販売できる消費者の数は約 250 世帯（1 世帯平均 4 人と想定すれば人口 1,000 人）と想定され、また 1 軒の卸売商は 20 軒の小売商に販売すると想定された。とすると人口 2 万の町では、1 軒の卸売と 20 軒の小売商を必要とすることになった（シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書：8）。

このようにして配給米を販売する機関として、シンガポールでは 41 軒の卸売商、92 軒の head retailer, 990 軒の販売所（小売店）が指定され、ライセンスを与えられたが、その警察管轄地区（署）ごとの数は表 1 のようであった（シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868 Food Control Report No.5, 8 Sep. 1945）。

警察署はすでにイギリス時代から A から G までの 7 区があったが、そのほかに、ビントアン島、バタム島、カリモン島などの近隣の諸島に配給物資を供給する M 地区が設定され、ここには 6 つの小売店が置かれた（シンガポール市政会編 1986：214）。

990 軒の小売店所有者のうち 987 軒は戦前の中国人の小売商、残りの 3 軒はマレー人と結婚した日本女性が経営するもの、中国人と結婚した日本女性が経営するもの、そして帳簿付けに中国人を雇っているほかは全員日本人という店が店 1 軒あった（シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868 Food Control Report No.16, 12 Sep.1945）。

小売店は、リンクしている消費者に販売した分だけあらたに米を補充することができた。つまり当局は販売店への供給と在庫を管理することによって米穀を統制したのであった。つまり、新たな補充を受けるには販売したという証拠を上部組織に提出することが必要であった。具体的には小売店は週ごとの報告書を提出すると、販売量を明記したバウチャー（通し番号がついている）の半分を発行される。そして彼のサプライヤー（卸売店）が同じ通し番号のついたもう 1 つの半分 [同じ番号だが色が違う] を受け取る。小売店は自分が持っている方の半分のバウチャーをサプライヤー（卸売店）に提示すると、サプライヤー（卸売店）はそれと引き換えにそこに示された量を（小売店に）売ることを認められている。一方サプライヤー（卸売店）は、合体したバウチャーを 14 日以内に食糧統制課に提示すれば、売ったものの補充を受けることができる。つまりバウチャーの半分ずつを 1 つに合わせることによって機能する仕組みになっていた（シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書：25）。戦後になってこの仕組みを調査したイギリス軍政部（BMA）の食糧統制官は「配給カードはコントロールのための道具ではない。それは一定の配給量が購入された、あるいは販売

されたかどうかを消費者と小売店に示すためのもの以上のなものでもない。たとえばある消費者が自分の割当量を買わなかったためその分をあるものに2倍売るといようなことを防ぐ手段はなかった。」と述べている（シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書：4）。

業者に対するライセンスは、政府による法的な承認の形態であるが、その発行や取り消し自体はコントロールの手段になっていない。本当のコントロールは販売のためのストックの供給拒否という形で行使されたのである（シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書：5）。

特定の小売店とのリンクという点で、米穀手帳をベースとし、特定の米穀店からの購入を前提としていた日本の制度と類似している。日本では、1940年8月に臨時米穀配給統制規則（鈴木 1941：231-236 参照）が公布されて直接統制が開始され、次いで1941年4月に6大都市において配給制度が導入され、さらに食糧管理法の導入とともに1942年には全国に拡大された。その骨子は、配給は米穀取扱業者または商業組合において担当するというものであった（片柳 1942：96-97 & 192 ならびに Johnston 1953：200）。その際、農林省から米穀類購入通帳（通称米穀手帳）が市町村を通じて発給された⁽¹⁷⁾。日本の通帳には、小売業者名、販売日、配給数量を記述するようになっていた。このような小売店とのリンク付けのためには、都市の居住空間を機能的に、かなり小さな単位にまで分割する必要があった。日本ではこの配給の基礎となった住民組織の編成や登録手続きに際して重要な役割を果たしたのが、警察協助団という組織であった。「警察協助」という用語は戦後の日本においてたとえば、青少年の補導や、交通安全のために民間の有志を募って警察の指示のもとに働いてもらう制度に使われる。シンガポールの警察協助員もほぼ同じような役割ならびにステータスだったのではないかと。ところで、特定の小売店とリンクさせた配給制度の代替として、隣保制度を活用した配給制度も当時戦時下の日本や日本の占領地で活用された。日本では前述のように、米は米穀店で購入するしくみであったが、主食以外の物資の配給は、隣組を通じて行われた。日本の場合、1940年に中央物価統制協会が「町内会の経済的機能強化に関する方策」なるものを発表し、隣組・町内会制度を基礎とする消費者組織という考え方を提示している（『隣組読本』：172）。

同じく日本の占領下にあったジャワでは、1944年1月に日本にならって隣組が導入され、そのとき発表された「隣保制度組織要領」の中で隣組の主な活動の1つとして「物資の配給及び消費規制」という項目が明記されている（『ジャワ年鑑』：50）。そして現に米の配給も隣組が各戸の人数を把握して、物資ごとに組織された配給組合から発行されたクーポンの配布を行った。そして後日クーポン

(17) 日本の米穀手帳は、食糧管理法第8条ノ3の第1項及び第3項と、食糧管理法施行令第4条第1項の規定で定められ、一般用、旅行者用穀類購入通帳、船舶用米穀類購入通帳、職場加配用米穀類購入通帳、労務者加配用米穀類購入通帳、業務用米穀類購入通帳、小売販売業者用米穀類購入通帳の7種が存在した。紛失しても、基本的に再発行は受けられず、譲渡・貸与・偽造・変造をすると罰則が存在した。なお片柳によれば日本ではそれ以前から米屋は特定範囲の得意先を維持し、得意先には通帳を置き、配達都度記入し置くという習慣があったので、これを踏襲する形で規制を貸したという【片柳 1942：193】。

ンと引き換えに物資が隣組を通じて配給された。しかし、ジャワにおける米の配給はかなり不徹底で、クーポンの配布は不定期であった（倉沢 1992：170-172）。

ところでマラヤ・シンガポールでは、クーポン（切符）配布という方法をとらず日本と同じような通帳式のもの（カード）を発行した⁽¹⁸⁾というのは興味深い。クーポンを発行するかそれとも消費者が常時持ち続けて複数回使用可能なカードにするかという選択で、日本軍も当初は頭を悩ませたようであるが、結局、クーポンは、カードの場合の約 40 倍もの材料（用紙など）を必要とする予想されたこと、また行政当局が回収したのちに数えたり保管したりする手間が著しく面倒だという判断により、カードを発行することになったという（シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書：4-5⁽¹⁹⁾）。

ちなみにそれではそもそも米はどのようなルートで卸売商や小売商の手に届いたのであろうか？ 農林省から出向し、ジョホール州庁、次いでセランゴール州に勤務していた司政官によれば、まず各州が民需用として日本当局から受領する米の量は、毎月南方総軍における輸送会議でマレー軍政用の割当量が決まり、さらにそこからこれが各州に分配されるということであった（マライを語る会編 1976：43）。そしてこの米は、食糧統制課からの指示に基づいて物資配給組合が卸売商に出すのであった。ジョホール政庁産業部食糧統制課が 1943 年 1 月 10 日に出した布告によると、1 月 15 日以降に食糧統制課が受領する米、砂糖、塩のすべての委託貨物は、ジョホール物資配給組合を通じて卸売商その他に配布される、という旨が述べられている（マレーシア国立公文書館ジョホール分館土地鉦山局事務所文書、163/2602）。

第 2 章 配給の対象と配給量

さて、そのような配給制度に、マラヤ・シンガポール全域でどのくらいの人がアクセスできたのであろうか？ また 1 人の消費量として定められた米はどのくらいだったのであろうか？

生産者は配給の対象外

配給が行われたのは、「人口 2 万人以上の都市部」（「都市部」という表現の定義そのものもあいまい⁽²⁰⁾）に限定されたのであるが、これはとりもおおさず、それ以外の地域を rural（農村部）と規定

(18) 日本では衣料、砂糖、マッチ等の購入に際しては切符が使われていたが、米に関しては通帳制配給制度をとった。

(19) とはいえ、このカードシステムの場合にも、登録カード、配給カード、補足的配給カード（倉沢注 配給割増しのためのカードのことと思われる）、小売業者の記録、小売業者のバウチャー、卸売業者のバウチャー、エージェントの決算報告書（return）という 7 種類のカードをさまざまなレベルで発行しなければならず煩雑であったとイギリスの文書は述べている（シンガポール国立公文書館 BMA Food Control Dept. 報告書：4-5）。

し、そこに住む住民の大半は「生産者」であり、配給を必要としない、という一方的な前提に基づくものであった。⁽²¹⁾このようなカテゴリー化が行われると、自給できないような零細な農民は食糧難に直面した。⁽²²⁾当初は、農村地域でも非農業従事者に対しては配給が行われていたが、1943年末以降政府役人以外は配給を受けることができなくなった。したがって都市で働き、近郊の農村地区に居住している人は配給の受け取りが困難になり、人々は競って都市へ移住した。クラトスカは、農村部の人々に配給を行わなかったことにより都市における大量の不法滞在者 (squatter) を生み出したと述べている。彼はこのような農村から都市への移動に加えて、都市住民を食糧生産に従事させるために行った農村部への強制的な集団移住も考えると、1940年から1947年までの間にシンガポールの人口のほぼ半数が本来の居住地からの移動を余儀なくされたと指摘している (Kratoska 1998a : 321)。

ところで、本格的な配給制度が1943年4月にスタートした当初に定められたシンガポール (昭南) ならびにマラヤ各州への米穀の基準供給量は、表2のとおりであった (『戦時月報』1943年6月号)。

この供給量は明らかに、人口に比例していないのが分かる。とりあえず、人口1人当たりで計算してみると、最大のペナン州 (11,701 キログラム) と最小のパハン州 (2,506 キログラム) の間では4倍以上の格差があるが、これは消費者への配給が都市部でのみ実施されたことの反映である。その他シンガポール (昭南) や、クアラルンプールをかかえるセランゴール州はその量が相対的に大きい。

(20) 戦後にイギリス軍政当局がまとめた報告書には、「『都市』の定義がむづかしい。村全体が食糧の供給を近隣の町へ依存しているような村もある。このような村は semi-urban と規定して、都市と同じ扱いを受けるべきであろう。urban や semi-urban の認定は Regional Control Officer の手にゆだねられるべきであろう」と述べられている (シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書 : 10)。

(21) 配給に際してすべての住民は (1) レストランなどの経営者、(2) 個人購入者、(3) 米の生産者という3つのカテゴリーに分けられ、(3) は配給を必要としていないと考えられたのである。パハン (Pahang) 州の例で見ると (1) と (2) のカテゴリーにあてはまる人口は1944年7月には (1) が7,936人で (2) が3,906人。1945年7月には (1) が1,534人で (2) が13,229人であった (Kratoska 1998a : 256)。イギリス植民地時代には、黄色の購買者カード (Rice Purchase Card) のほかに緑色の自給者用カード (Self Supporter Card) があり、やはり生産者には異なる扱いをしていた。ただし、それは居住地による区別ではなく、実際に生産し自給している者に対する区別であった。しかも彼らがさらに米を購入する必要がある場合には、仮米穀購買カードを発給してもらい、指定の場所、指定の期間内に米穀を購入することができた (『馬來ニ於ケル米穀配給問題』 : 79)。

(22) 生産者からの米の強制供出制度を実施し、農民の手元に残すことが許される米の量は制限されていた。クラトスカによるとその量は、男性1人当たりクランタン (1945年) 州では90ガンタン (1ガンタンは約3キロなので270キロ)、ペラク州 (1943年3月) では180ガンタン (540kg)、パハン州 (1943年10月) では60ガンタン (180kg)、セランゴール州 (1944年1月) では72ガンタン (216kg)、ケダ州 (時期不明) では130ガンタン (390kg) であった (Kratoska 1998a : 273)。これは米計算で、しかも1年分の量であることを考えると決して多くはない。

表2 州別米穀供給量（月間）1943年6月

	供給量	人口	人口1人当たりの供給量
昭南	7,600トン	760,226人	9.997kg
ジョホール州	2,700	664,472	4.063
マラッカ州	950	233,930	4.061
ネグリセンピラン州	900	293,510	3.066
セラングール州	3,500	696,173	5.027
ペラー州	2,500	984,464	2.539
ベナン州	1,700	145,281	11.701
トレンガヌ州	600	203,251	2.952
パハン州	550	219,458	2.506

出典：「戦時月報」1943年6月，p. 26，人口は西田 1943：60-61。なおここにはタイに割譲された北部3州は入っていない（地名表記は原文どおり）。

都市住民への配給量

それでは都市住民1人当たり割り当てられた配給量というのはどのくらいだったのでしょうか？ それに関してはさまざま異なるデータがあるので、おそらく時期によって、また地域によって差があったのであろう。ヨーロッパでの開戦以後マラヤでは臨戦態勢がとられ、すでに1940年から米は切符制になっていた。そのときの月額消費量は、12歳以上の男子36斤^{カテイ}（21.6キロ、1日当たり720グラム）、女子27斤^{カテイ}（16.2キロ、1日当たり540グラム）であったが、「マレー米穀増産運動」1942：13）日本当局も占領当初はこの量を踏襲した。イギリス当局は日本軍が侵攻してきたとき、6カ月間持ちこたえられるだけの米を貯蔵していた（Kratoska 1998b：105）ので、この時期はまだ供給にかなりの余裕があったのであろう。この時期、価格は1斤^{カテイ}当たり7セントだった（Kratoska 1998a：255）。

その後ストックが少なくなってくると1人1カ月当たり20斤^{カテイ}（1.2キロ、1日400グラム、日本人も同じ）になったがこれは、1943年2月から14斤^{カテイ}（8,400グラム、1日280グラム）に減らされた。

この頃になると男女や年齢による差をつけ、さらに日本人との間にも差が設けられるようになったようである。⁽²³⁾この同じ時期にマラヤ在住の日本人が受けていた配給量について、橋本徳壽は1943年4月の日記で「今日本人には政庁から1人1カ月18斤^{カテイ}の米が配給されている」と記している（橋本 1964：145）が、この量は現地の住民（男性）の14斤^{カテイ}よりも多かった。1943年11月からは男子12斤^{カテイ}（7,200グラム）、女子9斤^{カテイ}（5,400グラム）、10歳以下6斤^{カテイ}（3,600グラム）、日本人14斤^{カテイ}（8,400グラム）となった。1944年11月以降はさらに減量され、男子8斤^{カテイ}、女子6斤^{カテイ}、10歳以下4斤^{カテイ}、日本人12斤^{カテイ}となった。ただし、重労働者には11斤^{カテイ}が支給された（イギリス国立公文書館 WO208/4499）。シンガポールで学校教師をしていたある中国系住民の回想録によれば、シンガポールでは、1人1カ

(23) 最初に配給制度が実施されたときには、(1)成人、(2)2-12歳までの児童、(3)2歳以下の幼児、の3つのカテゴリーに分けられ、それぞれ配給量が定められたという。

月 8 斤^{カテイ} (4,800 グラム, 1 日当たり 160 グラム) の配給量がその後もかなり厳密に守られたため, それは充分な量の半分程度であったものの, 他の地域の住民よりはかなり良い生活だったという (Low 1973 : 65)。

日本側の情報によれば, シンガポールやマラヤの大都市における 1 人 1 カ月当たりの基本的配給量は軍政末期になるとさらに低くなり, 成人男子 6 斤^{カテイ} (3,600 グラム, 1 日当たり 120 グラム), 成人女子 4 斤^{カテイ} (2,400 グラム, 1 日当たり 80 グラム), 子供 3 斤^{カテイ} (1,800 グラム, 1 日当たり 60 グラム) であった。一方, 中都市においては, さらに少なく, 成人男子 3 斤^{カテイ} (1,800 グラム, 1 日当たり 60 グラム), 成人女子 2 斤^{カテイ} (1,200 グラム, 1 日当たり 40 グラム), 子供 1 斤^{カテイ} (600 グラム, 1 日当たり 20 グラム) であった。そして前述のように農業地域においては配給はまったくなかった (マライを語る会編⁽²⁴⁾ 1976 : 115)。このように時期や性別年齢別で差があったものの, 成人男子で見ると 1 日 120 グラムから 280 グラムというかなり大きな幅の間を推移していたと言える。この数字は, マラヤの平時における消費量ならびに, 同じく戦時期の他の地域における消費量と比べてみるとどのような意味を持っていたのであろうか?

英領マラヤにおける戦前の消費量は, 同じく米を主食とする東南アジアの他の国々と比べて非常に高く, 年間 378 ポンド (171 キロ), 1 日当たりのグラム数に換算すると 469 グラムであったという研究成果がある。それゆえにたとえば 280 グラムという配給量で比べてみても, 平時との差は非常に大きかった。ちなみに, 同じ研究に基づいた戦前のビルマ (年間 288 ポンド, 1 日当たり 357 グラム), タイ (年間 275 ポンド, 1 日当たり 341 グラム), ジャワ (年間 199 ポンド, 1 日当たり 247 グラム) の消費量をみると, かなりばらつきがあった (ヴィックカイザー & ベネット⁽²⁵⁾ 1958 : 132)。

一方, 戦時期の日本国内での配給量は, 年齢, 性別, 労働の軽重等により差はあったものの, 基本は 1 人当たり 1 日 2 合 3 勺 (重量換算すると 330 グラムとされている) で, これは開戦前の 1 日当たり消費量 (407 グラム) (ヴィックカイザー & ベネット 1958 : 132) の 8 割程度である。ただし, 精米の度合いによって実際の量は異なるわけであるから一概に数字だけで比べても意味がない。おそらく最初は白米換算で, 配給が開始されてからは 7 分搗きになり, 1942 年秋からは 5 分搗きになり, そして 1943 年 1 月からは 2 分搗きになった。1 日 2 合 3 勺という配給量は 1 カ月 (30 日) にすると, 9,900 グラムになり, シンガポールの初期の頃と比べてもなお多いが, 実は, これは押麦, 高粱, とうもろこし等の雑穀や, 馬鈴薯, さつまいも, 大豆など他の代用食と混ぜての総合配給量であった。シンガポール・マラヤの場合は純粋に米だけの量であったことを考えると, 単純にどちらが多いとは言えない。その日本の配給量も 1945 年 7 月に 2 合 1 勺 (294 グラム) に減量になった。⁽²⁶⁾

比較できる戦時期のもう 1 つの数字としては, ジャワ軍政当局が, 流通量などから算定した島内

(24) クーパーは, 1945 年 7 月からシンガポールの男性の配給量は 3 斤^{カテイ} に減らされたと述べている (Cooper 1998 : 336)。

各州における 1 人当たりの 1945 米穀年度の米の年間消費量がある。それによると、一番多いバンテン州で 126 キロ（1 日当たり 345 グラム）、少ないマドゥラ州で 30 キロ（1 日当たり 82 グラム）、ジャワの平均は 81 キロ（1 日当たり 221 グラム）であった（「軍政下に於けるジャワ・マツラの食糧事情と其の対策」：38-39）。1945 年段階でのシンガポールの配給量は 1 日 120 グラムであったので、この時期に関してはジャワよりもかなり低かったとすることが分かる。

総合的に見て戦時期マラヤ・シンガポールの配給量は、たしかに平時の消費量をかなり下回っているが、戦争末期になるまでは戦時期の日本やジャワと比べて必ずしも少なかったとは言えない。そうするとシンガポールでは、きちんと定期的に配給があったということのゆえにむしろ、飢餓の緩和には役立っていたと推測できないだろうか？⁽²⁷⁾

(25) ジャワにおける労働者の 1 日当たり米消費量（1929-38 年平均）

農園内居住畑苦力	394 グラム
工場苦力	402
監督・職工	392
農園外居住畑苦力	226
工場苦力	242
監督・職工	313
農民	228

出典：“Economic Situation of Netherlands Indies Prior to World War II”

これも幅があるが、農園外居住の農業労働者ならびに一般農民という、最も多数派を占める人々の消費量で見ると 226-228 グラムであり、これと比べるとシンガポールの初期の配給量は、もう少し良い。中期の配給量はジャワの一般農民の消費量（228 グラム）の約半分、エステート労働者の消費量（職種によって最高 402 グラムから最低 242 グラム）の半分以下でしかない。ジャワ島住民の平均消費量はオランダ国立公文書館所蔵 Collectie Warners 068-108 による。エステート労働者の消費量はオランダ当局が 1939 年 6 月から 1940 年 6 月にかけて実施した家計調査報告による。

(26) 1943 年 5 月の日本における配給量（単位グラム、世帯での購入分）は以下のものであった。

1-2 歳		120
3-5 歳		170
6-10 歳	280 (6 大都市)	250
11-15 歳	400 (6 大都市)	360
16-60 歳	通常の消費者	330 (2.3 合)
	軽作業 男子	330
	女子	330
	重労働 男子	400
	女子	330
	妊婦	350
60 歳以上	[一律]	300

出典：Johnston 1953: 203

表3 マラヤにおける米の供給量

州	1942年10月-	1944年10月-		B/A
	1943年3月(A)	1945年3月(B)		
昭南	21,500 トン	5,250	(5,250)*	24 %
ジョホール	10,500	1,320	(1,320)	13
マラッカ	4,800	470	(425)	10
ネグリスンビラン	4,000	540	(520)	14
セラングール	13,500	2,130	(1,985)	16
ペラ	10,800	1,280	(-)	12
ペナン	5,800	1,090	(500)	19
パハン	1,800	220	(35)	12
トレンガヌ	2,000		-	
合計	74,700	12,300	(10,035)	16

* () 内の数字は輸入量

出典：マライを語る会編 1976：114 を基礎として計算した。なお地名の表記は原文どおり。

軍政末期になってくるとマラヤ・シンガポールで流通している米の全体量は、開戦時の17%程度に激減していた。表3は軍政初期（1942年10月-1943年3月）と軍政後期（1944年10月-1945年3月）におけるマラヤ各州の米の供給量の比較である。

橋本徳壽は、1944年前半のシンガポールにおける米不足の状況を日記に次のように描写している（橋本 1964：212 および 217）。

独立インド国民軍を訓練している宿舎がある。炊事場の流し水だらう。その下水につかつて華僑の姉弟だらうと思はれる二人の子供が箆でその水を受けている。流れ落ちてくる飯粒、野菜の食ひ残し、残飯ともいへない洗い流しのものを丹念に受けているのだ。（三月九日）いま東京では米が一日一人二合三勺ださうだ。シンガポールではこの頃は日本人もずつと減つて、一日一合六勺だ。現地人は男が一合、女が八勺だ。（四月四日）

彼があげている配給量は、上に述べた数字よりかなり高いが、それでも日本人の目にもはっきり映るほど状況は悪化しており、配給量は日本よりも少なかったということが分かる。

政府・日系企業職員への特配

このような深刻な配給量減少の中でも、日本関係で働いていた者に対しては特配の制度があった。シンガポールで学校教師をしていたある中国系住民によれば、政府関係職員は月に5斤^{カティ}の増配、ま

(27) もちろんそれで足りていたわけではなく、ケダー州のように比較的米の生産高が高い地域へは、都市の住民が配給では足りないので農村へ買い付けに来ていたという（Kratoska 1998b：124）。

表4 配給受給者数（1945年4月）

州	重点配給受給者	一般配給受給者
マラッカ	11,216 人	72,516 人
ネグリスンビラン	24,398	88,668
セランゴール	64,624	381,000
ペラ	67,154	286,303
ペナン	43,506	10,680
パハン	19,212	—
計	230,100	839,167

出典：マライを語る会編 1976：115（地名の表記は原文どおり）。

た軍で働く者は15-20^{カタイ}斤の増配があった。日本は対日協力させるようにとわざと一般向けの配給量を少なくしたのではないかと人々は憶測したと彼は述べている（Low 1973：65）。

橋本は1943年7月の日記で、現在現地人たちは政庁から1カ月1升5合の配給を受けているが、これでは足りないので、クアンタンの彼の造船所では工員に毎月4升5合ずつ配給している、という趣旨の記述をしている（橋本1964：165）。

ジョホール・バル市では、役人への増配に関し、政庁から2602（1942）年8月5日付けで次のような布告がジャウイ（アラビア文字表記のマレー語）で出されている。

ジョホール・バル王国で働いている職員たちが毎月定まって良質の米、砂糖、塩を入手できるように、ジョホールの食糧管理課（pengelola makanan）は、精米工場（kilang）から得た米を役人たちに売るいくつかの店（kedai）を指定する。王国で働いている者は、ただちにGという文字で印をつけた米の配給カードを食糧統制課の役人の所へ持っていくことを求められている。そしてそのカードが返還されたら彼は、指定された小売店の1つから米、砂糖、塩を買っても良い（マレーシア国立公文書館ジョホール分館、土地鉱山局事務所文書163/2602）。

政府役人が配給を受けるためには、個人購入カード（Private Purchasers Card、以下本稿では略してPPカードと記述）というものを職場から発行してもらわねばならなかった。それは期限が切れると、自分の勤務する課から出された継続シートをその上に添付して食糧統制課に提出し、承認印を押してもらうことになっており、印のないものは無効であった。また家族数に変更があった場合は、理由を添えてそれについて言及せねばならなかった（マレーシア国立公文書館、セランゴール州官房文書、食糧統制課長代理のSd. H. M. Eusoffから官房の担当官宛て、2603（1943）年3月20日）。

表4は、1945年4月の6つの州における重点配給受給者と一般配給受給者の数である。

ところで、役人の場合、家族の結婚式に際してはさらに特別配給が認められたようである。ただし同じ冠婚葬祭でも葬儀のときはだめだったようで、セランゴール政庁官房を経由して会計監査院の某氏から、兄の死去に際して宗教的行事を行うために米、砂糖、塩の特配を要望する手紙を受け

取った食糧統制課長は、「このような臨時出費のために重要物資を供給することはできません。特配が許される唯一のケースは結婚式で、そのときは功労に応じて米は最大3ガタン（約9kg）まで、砂糖と塩はそれぞれは3斤^{カティ}までが許されます」と回答（1943年10月30日）している（マレーシア国立公文書館、セランゴール州政庁官房文書78/2602）。

第3章 配給制度検証

それでは、マラヤ・シンガポールの配給制度はどの程度効率的に機能したのであろうか？ 定期的に約束どおりの配給量が消費者に供給されたのであろうか？ そして栄養不足や飢餓的な状況は回避することができたのであろうか？

通帳発行段階での不正

まず、配給制度の効果を減じるような不正や腐敗はなかったのだろうか？ この配給制度においては、小売店は、実際に消費者に販売したという証拠（受領印）を提示することによってのみ次の供給を受けることができるようになっていた。したがって最初の登録過程で不正な通帳作成がなされていない限りは、かなりの確率で配給は正しく行われたはずである。つまり制度自体は、比較的平等かつ満遍なく食糧を供給することを目指していた。しかし一般に規制が強くなればなるほど、その網の目をくぐりぬけて少しでも多くの食糧を確保しようとする者や、闇取引などによって利益を得ようとする者が出てくるのは世の常である。そうすると供給のバランスは崩れ、実際に出回っている供給量よりも、欠乏感は強くなる。

郡長や担当官などの報告書を見ると、現実にはさまざまな問題が生じていたことが記されている。1つの不正は、カードをだぶって発行するケースである。セランゴール州食糧統制課長代理から州政庁官房宛ての、2602（1942）年11月17日付けの書簡は、配給制度について多くの人が1枚以上の配給カードを所持し、またカードの中に実在しない人物の名前を記載していると信ずる十分な根拠がある、と記している。またクラトスカは「警察協助団（AP）が不正を働くようになるとこのカードの効力も薄れた」と述べている（Kratoska 1998a : 251）。

そもそも住民登録と通帳作成がどの程度完全に実施されたかは、その実施に動員された警察協助団（AP）員たちの有能さ、あるいは誠実さに依存する部分が大きかったと思われる。

ジョホール州では同じ人間が別の郡で再度配給を受けることがないように、配給カードは、たとえばタンカック郡は白、クندان郡は水色、セロム郡は深緑、ゲルシック郡は茶色、プキット・ガンビル郡はうこん色というふうに、州内の各郡によって色を変えていた（Ghazali 1978 : 49-50）。

住居と世帯に基礎を置くこのカードシステムは、転居や家族構成の変更があった場合には必ず届け出ることを原則としていたが、実際には死者や転出者を報告しないケースが多かったとも言われ

る。死者を報告しなければそれまでどおりの配給を得られるからである。そのような場合には、「組」内での相互監視がどの程度機能していたのが問題であろう。配給のために作られた住民組織が、ジャワの隣保制度などのように、相互監視や上意下達など住民統制という意味で役割を果たしていたのかどうかは資料もなく不明である。

1945年5月25日付の「昭南新聞」は、「転入や世帯人数に移動があった場合は従来は班長、町内会長の手続きを経て昭南特別市食糧科で配給券の書き換えを行っていたが、それは時間がかかるので、今後簡素化するためにその事務は総合配給所（引用者注：何を指すのか不明）において代行する」と報じている。しかしながら、特に監視制度を整備しない限り、簡素化することによって実際の程度書き換え手続きが促進されたかは疑わしい。

小売商の不正

配給制度を開始したとき当局は、登録している顧客の数全員の2週間分の割当量を各小売店に供給した。しかし3週目は、最初の週に販売した量の多少に基づいて供給量が決められることになっていた。イギリス軍政当局は、「100%という高い割合で販売が完了するはずはないので、2週間で100%売ってしまった小売店があるなら、それは闇に流していた可能性がある。したがって配給量を本当に全部売ったかどうかをチェックする必要がある。すべての領収書には registration card 番号を記入しておくのが良い」と述べている（シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書：22）。

販売を担当する側の不正はかなりあったものと思われる。ジョホール州の歴史をつづったガザリは、「結局組合は庇護を受けた闇商人になってしまった」と述べている（Ghazali 1978：51）。

食糧管理官の汚職・人材不足・管理体制の不備

レストランは特別な配給を受けることができたことは前述したが、そのためには食糧統制課の係官からライセンスをもらっていなくてはならなかった。その際各地の食糧管理の係官は自分の気に入ったレストランにだけライセンスを出すなどして専制的な態度をとったということが報告されている（シンガポール国立公文書館 BMA 文書 NA868, Tours 中佐報告書：23）。当然有利な計らいをしてもらうための賄賂が横行したであろうことは想像に難くない。

食糧管理制度を司る人員が不足していたことも、監視体制の甘さに繋がっていたようである。県や郡の首長はその地区の食糧管理官を兼ねていたが、食糧不足のためにこの業務の遂行は極めて困難で、ジョホール州のバトゥ・パハット郡長は、自分は75%の時間をこの仕事だけにとらわれている、と不平を述べている（マレーシア国立公文書館ジョホール分館 MB178/2602 Reports in Districts ② District Batu Pahat からの報告, 2602 (1942)年7月18日付け）。また、ジョホール州のムアル郡長は、「食糧統制課は人員不足で、闇取引に関する監視は警察と税関役人が行っているだけである。

検査官の導入が必要である」と報告している（マレーシア国立公文書館ジョホール分館 MB178/2602, ムアル郡長からの報告, 2602 (1942) 年7月）。

このように増大する仕事量に適応するためか、米にまつわる行政は当初昭南特別市経済部の食品科が担当していたが、1944年以降米不足が深刻化し、その確保が重要課題になるにつれ、これを専門的に担当するために別途食糧科が設けられた（『昭南特別市』：170）。しかしこのことが、業務の処理能力向上に繋がったかどうかは分からない。

政府職員扶養家族水増し

不正な手続きは政府役人の特配に際しても行われていた。セランゴール州の食糧統制課から同州庁官房宛ての2602 (1942) 年11月24日付けの書簡では、政府の役人が配給を受けるために必要なPPカードの中に、主席書記官か財務官のサインなしでカードに変更が加えられているものに会ったということが指摘されている（マレーシア国立公文書館, セランゴール州政庁官房文書78/2602）。

政府職員への特別配給は、扶養家族の数に応じてなされたので、その数を水増しする者も多かったようである。それに関し、食糧統制課から政庁官房の担当官宛て書簡（2602 (1942) 年7月31日付け）の中に次のような指摘が見出される（マレーシア国立公文書館, セランゴール州政庁官房文書78/2602）。

- 政府職員の扶養家族として供給を受ける人間の数が増加しました。この増加はあまりにも突然だったので、多分これは政府の費用で供給されるから（引用者注：気が大きくなっているのだ）と思いました。
- 政府役人に対する米の供給は、通常の業者が客を失わないように、本人ならびに直接の扶養家族のみに限るべきだと思います。そこでPPカードを調べて直接の扶養家族以外が含まれていた場合には、その者の配給は一般業者から受けるよう分離してカードを作らせてください。

セランゴール州食糧統制課長青野から官房宛ての2603 (1943) 年7月30日付けの書簡では、政府役人へのPPカード再発行の過程で、“直近の (immediate) 扶養家族”として認められない人物が含まれていることが判明したと指摘されている。彼は「直近の扶養家族」という用語の定義は、両親、収入のない兄弟（孫子供はだめ）、未亡人になっている姉妹ならびにその子供、自分の子供であって、それ以外の者は一般の業者を通じて配給を受けるようにと述べている。ただし、親族ではないため政府役人のカードには掲載されないが、使用人の分は別個に申請し直接配給を受けることができることも述べている。そして、青野課長はさらに2603 (1943) 年8月8日に、「これらの者はもっと近い親族の扶養者が居ないし、また自分自身の収入も持っていないことを誓います。またこれらの者は他のPPカードから配給を受けていないことを誓います」という趣旨の宣言をカードに掲載しなければならないことになったと伝えている（マレーシア国立公文書館, セランゴール州政庁

官房文書 78/2602)。

しかし扶養家族の水増しは翌年になっても続いていたようで、食糧統制課長青野は庶務課の配給実施担当者宛てに、2604 (1944) 年 4 月 20 日付けで「2603 年 7 月 30 日付けの、扶養家族に関する私の回状に注目してください。直近の扶養家族として分類できない人間に対して、各課の配給担当者が許可しているケースがまだあります。(公務員への) 直接供給は公務員の特権であってこれを悪用してはなりません」と書いている (マレーシア国立公文書館, セランゴール州政庁官房文書 78/2602)。

闇米の流通と米価高騰

さまざまな方法で、不当に多くの米を自分の手元に残す者があとを絶たず、彼らはそのような米の一部を当然闇価格で販売して利益を得た。たしかに配給価格は、安定的に維持されたようであるが、闇市場では急激な価格上昇が見られた。たとえば、イポーにおける 1945 年 8 月のタイ米の闇価格は、1941 年 12 月の価格の 1,250 倍であった (Chin 1946 : Appendix C)。別の資料によればシンガポールにおける 1 ピクル (62.5 キロ) 当たりの米の闇価格は、1941 年 12 月には 5 シンガポール・ドルであったのに対し、1944 年 3 月には 40 倍の 200 ドルに、1945 年 6 月には 1,000 倍の 5,000 ドルにもなった (Low 1973 : 62)。橋本は、1945 年 4 月 1 日の日記に「米が 1 斤 30 円 (引用者注 : 軍票の 1 ドルは 1 円と等価であったので、日本人はこのように称していたものと思われる) になった」と記している (橋本 1964 : 340)。

結論——飢餓は回避できたのか？

開戦、ついで日本軍による占領により米の輸入が大幅に減少したマラヤ・シンガポールでは、都市部においては配給制度がスタートし、住民登録をベースとした米購買券を使つての配給が実施された。消費者は特定の米穀小売店とリンクしてそこからのみ米を購入することができた。また小売店は、消費者に販売したという証拠を提示することによって、その分を卸売商から購入し補充することが許された。このような制度により、かなりの程度まで配給漏れや、業者による野放しの米買占めや隠匿を防ぐことができたはずである。にもかかわらず、網の目をくぐりぬけての不正行為はあとを絶たなかった。

配給量 (軍政期の大部分を通じて成人男子で 1 カ月 6-8 斤^{カネイ}, すなわち 3,600-4,800 グラム) はイギリス時代の約 6 分の 1 であり、決して十分とは言えなかった。住民は配給不足を補うために、追加の食糧を入手することはほとんどできず、栄養状態は悪化し、死亡率も高まった。⁽²⁸⁾ ジョホールで記録された死者の数は 1942 年には 1 万 296 人だったのが、1943 年には 1 万 7,895 人 (74 % 増)、1944 年

(28) この頃日本の宣伝も時とともに、「ともに栄える」ことから「ともに耐える」ことにシフトが移っていったという (Kratoska 1998b : 130)。

には2万3,134人(1942年の約2倍)であったと言われる(Ghazali 1978:47)。シンガポールでも、1942年、1944-46年には出生数よりも死亡数の方が上回り(たとえば1944年には出生数3万1,722人に対し、死亡数は4万2,751人)、農業疎開・移住のためもあって、1942年には84万395人いた人口が1944年には83万6,312人に減少した(許・蔡 1986:291)。

終戦後もビルマ、タイ、インドシナからマラヤ・シンガポールへの米の輸入量は戦前のレベルまで回復しなかった。戦後2年たった1947年でさえ、1939年の19%程度にすぎなかったのである(Kratoska 1998a:341)。したがって栄養不足状態はかなり長期化した。

しかしながら、そのような状況ではあっても、終戦直後に復帰してきたイギリス軍政当局のNutrition Unitの調査報告書(1945年11月)によれば、都市に住む工場労働者や事務職員たちは栄養失調の兆候をあまり見せていなかったということだった(Kratoska 1998a:319)。遠隔地の農村住民や、タミール人のゴム液採取労働者たちの間では3分の1くらいの人たちが栄養失調になっていたという情報(Kratoska 1998a:319)もあるなかで、これは重要な指摘である。皮肉なことに、食糧生産に従事している農村部の住民の栄養状態の方が一般的により深刻であったと言われるが、それはとりもなおさず配給がなかったためである。とりわけ米の生産者ではない栽培企業の労働者たちなどが深刻であった。

一方、シンガポールやクアラルンプール等の大都市においては、配給制度は占領期を通して一応定期的に実施され続けた。たとえ量は少なくとも、そしてまたさまざまな不正や不具合はあったものの、配給は規則的に行われ、その制度自体は最後まで形骸化せずに続いた。そして消費者は、約束された配給量だけは大きな困難なく購入できた。配給価格もほぼ一定で1^{カティ}斤当たり10セントに保たれた(National Heritage Board ed. 1985:127)⁽²⁹⁾。そのことは、住民を最悪の状態に追いやることを避けるうえで、一定程度の役割を果たしたのではないかと筆者は考える。

それでは、日本軍の他の占領地においては実施できなかったそのような配給制度が、なにゆえにシンガポール(ならびにマラヤの大都市)では可能だったのであろうか? 1つ考えられるのは、シンガポールという都市の軍事的重要性のゆえに、日本軍がかなり意識的に努力を続けたということである。さらにまた、最も深刻なコメ不足地域であったからこそ、いっそう意識的にその努力が続けられたということも考えられる。そして現実問題として輸入米の多くが、シンガポールへ荷揚げされていることから、予定されていた配給量を満たす程度の供給が絶えず確保できたものと推測される。このような地政学的な特徴に加えて、もう1つ忘れてならないことは、マラヤ・シンガポ-

(29) 当時の米商人は「販売価格は最初からずっと安定していた。だが政府の米の質はとてもひどいものだった」と回想している。(National Heritage Board ed. 1985:127)

(30) 25軍軍政監部が出していた「軍政旬報」は毎号その期間中に入荷した米の量が搬送手段や荷揚げ地別に報告されているが、それを見ると大部分がシンガポールに到着しここからマラヤ各地へ運ばれていた。

ルでは、イギリス植民地時代に、すでにカードを使用した配給制度が存在していたという事実であろう。それは非常に緩やかなもので、市場メカニズムに依拠した統制であったと日本軍の資料は述べているが、それでもそのような土台があったことは重要であろう。深刻な米穀不足地域であったからこそ機能した配給制度であったということである。

(経済学部教授)

参 考 文 献

刊行物

- Chin, Kee Onn, *Malay Upside Down*, Singapore: Federal Publications, 1946
- Cheng, Siok-Hwa, *The Rice Trade of Malaya*, Singapore: University Education Press, 1973
- Cooper, Bryan, *Decade of Change: Malaya & the Straits Settlements 1936-1945*, Singapore: Graham Brash, 1998
- Ghazali, bin Mayudin, *Johor Semasa Pendudukan Jepun 1942-1945* [日本軍政下のジョホール州], Jabatan Sejarah, Univerisiti Kebangsaan Malaysia, 1978
- James, David, *The Rise and Fall of the Japanese Empire*, London Allen & Unwin, 1951
- Johnston, B. F., *Japanese Food Management in World War II*, Stanford, California: Stanford University Press, 1953
- Kratoska, Paul, “The Effect of the Second World War on the Rice Industry of Southeast Asia” (paper presented at 13th IAHA Conference in Tokyo in 1994)
- Kratoska, Paul, *The Japanese Occupation of Malaya 1941-1945: A Social and Economic History*, NSW: Allen & Unwin, 1998a
- Kratoska, Paul, “Malayan Food Shortages and the Kedah Rice Industry during the Japanese Occupation”, in Kratoska, Paul, ed., *Food Supplies and the Japanese Occupation in South-East Asia*, Macmillan (London) & ST. Martin’s Press (New York), 1998b
- Kurasawa-Inomata, Aiko, “Rice Shortage and Transportation”, in Peter Post & Elly Touwen=Bouwsma eds., *Japan Indonesia and the War*, KITLV Press, Leiden, 1997
- Kurasawa, Aiko, “Transportation and Rice Distribution in South-East Asia during the Second World War”, in Kratoska, Paul ed., *Food Supplies and the Japanese Occupation in South-East Asia*, Macmillan Press & ST. Martin’s Press, 1998
- Low, Ngiong Ing, *When Singapore was Syonan-to*, Singapore: Eastern Universities Press, SDN. BHD, 1973
- National Archives, *The Japanese Occupation: Singapore 1942-1945*, Singapore: Federal Publications (S) Pte Ltd., 1985
- National Heritage Board ed., *The Japanese Occupation: Singapore 1942-1945: A Pictorial Record of Singapore during the War*, Singapore: Times Editions, 1985
- Twang, Peck Yang, “Indonesian Chinese Business Communities in Transformation, 1940-50” (Ph.D. thesis submitted to Australian National University), 1987
- 岩武照彦『南方軍政下の経済施策——マラヤ、シンガポール、ジャワの記録』巖南堂、1981年
- ヴィッカイザー, V. D.・ベネット, M. K. 著／玉井虎雄・弘田嘉男訳『モンスーン・アジアの米穀経済』農林水産業生産性向上会議、1958年
- 外務省南洋局『英領馬來事情』1942年
- 片柳真吉『日本戦時食糧政策』伊藤書店、1942年

- 許雲樵・蔡史君著，田中宏・福永平和訳『日本軍占領下のシンガポール——華人虐殺事件の証明』青木書店，1986年
- 熊谷次郎編『隣組読本』非凡閣，1940年
- 倉沢愛子『日本占領下ジャワ農村の社会変容』草思社，1992年
- 倉沢愛子『日本軍政下の米経済の変容』疋田康之編『南方共栄圏——戦時日本の東南アジア経済支配』多賀出版，1995年
- 倉沢愛子「米穀問題に見る占領期の東南アジア」倉沢愛子編『東南アジア史のなかの日本占領』早稲田大学出版部，1997年
- 倉沢愛子「帝国内の物流——米と鉄道」倉沢愛子他編『岩波講座 アジア・太平洋戦争 第七巻 支配と暴力』岩波書店，2006年
- ジャワ軍政監部『ジャワ年鑑』ジャワ新聞社，1944年
- シンガポール市政会編『昭南特別市——戦時中のシンガポール』日本シンガポール協会，1986年
- 鈴木直二『米穀配給統制の諸問題』巖松堂書店，1939年
- 鈴木直二『米穀配給の研究』松書房，1941年
- 西田卯八『昭南及マライ』興文社，1943年
- 橋本徳壽『素馨の花——吾が南方日記』非売品，1964年
- 防衛庁防衛研究所戦史室編『南方の軍政』朝雲新聞社，1985年
- マライを語る会編『馬來の回想』1976年
- 三菱商事株式会社編『三菱商事社史 上巻』1986年
- 吉川利治『同盟国タイと駐屯日本軍——「大東亜戦争」期の知られざる国際関係』雄山閣，2010年

新聞

「昭南新聞」

一次資料

イギリス国立公文書館文書（旧 PRO）所蔵

WO 208/4499

オランダ国立公文書館所蔵

Ministry of Economic Warfare, Enemy Branch, "Economic Situation of Netherlands Indies prior to World War II" Jan. 12, 1944, p. 51 (Collectie Warners 068-108)

シンガポール国立公文書館所蔵

NA1834

昭南特別市パン購入券

米購入者登録カード

昭南特別市物資購買券

NA1508

軍労務者特別購入券 (Srinivasagam Collection No.14)

*NA1983

住所移動・世帯員移動届出用紙（未記入の用紙）

（警察による）戸口調査票（未記入の用紙）

NA1836

（警察による）戸口調査票（記入済み例 2 枚）

（警察による）戸口調査票（未記入の用紙）

NA1834

（警察による）戸口調査票（記入済み例 2 枚）

住所移動・世帯員移動届出用紙（記入済み例 2 件）
世帯員移動届出用紙（未記入の用紙）
BMA (British Military Administration) NA.868 12/45
K. C. Tours 中佐 (Food Controller) による報告書 (20 Oct. 1945, Singapore)
BMA 文書 NA868 Food Control Report No. 5, 8 Sep. 1945)
BMA 文書 NA868 Food Control Report No. 6, 9 Sep. 1945)
BMA 文書 NA868 Food Control Report No. 16, 12 Sep. 1945)

マレーシア国立公文書館（クアラルンプール）所蔵

セララゴール州政庁官房文書 78/2602
食糧統制計画（食糧統制課から州政庁官房宛て 2602 年 11 月 17 日）
食糧統制課長代理の Sd. H. M. Eusoff から官房の担当官宛て（2603 年 3 月 20 日）
Heads of Departments Participating in the Kanbo Scheme: Re-issue of Private Purchaser's
Cards（秘書課 2603 年 3 月 7 日）
食糧統制課長から官房宛て（2603 年 7 月 30 日）
食糧統制課長青野から官房の担当官宛て（日付不明だか 138 号と記されているので 2603 年 8 月初め
と思われる）
食糧統制課長青野から官房宛て（2603 年 8 月 11 日）
食糧統制課長から Mr. Navarathnam 宛て（2603 年 10 月 30 日）

マレーシア国立公文書館ジョホール分館所蔵

PU68/02 2602 年 4 月 8 日付けの Pengelola Makanan Johor の声明
MB178/2602 Reports in Districts
① ムアル郡長 (District Muar) からの報告書 (2602 年 7 月 22 日付け)
② バトゥ・パハト郡長 (District Batu Pahat) からの報告 (2602 年 7 月 18 日付け)
土地鉦山局文書 163/2602

防衛庁防衛研究所所蔵

「戦時月報（軍政関係）」(1942 年 3 月-1942 年 3 月は富集団司令部が、1943 年 4 月-1944 年 3 月は馬來
軍政監部が刊行。1944 年 2 月以降は「軍政月報」と改題) 軍政資料 1-8 (復刻版 龍溪書舎 2000 年)
「軍政下に於けるジャワ・マヅラの食糧事情と其の対策」1943 年 10 月, 南方軍政総監部軍政資料 117,
「軍政部旬報」第 1 号-25 号, 軍政資料 23-24
第 25 軍軍政部資料統計集, 6 号「マレーの米」軍政資料 11
第 25 軍軍政部資料統計集「マレー米穀増産運動」25 軍軍政部調査班, 1942 (昭和 17) 年 4 月 10 日,
軍政資料 12
第 25 軍軍政部資料統計集「マレー経済ノ基幹トシテノ護謨ト錫」1942 (昭和 17) 年 4 月 15 日, 軍政
資料 12
南方軍政総監部調査部「馬來ニ於ケル米穀配給問題」1943 (昭和 18) 年 9 月, 軍政資料 16